

高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県農村型地域運営組織形成推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的及び交付対象事業)

第2条 県は、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し地域経済が低迷する一方、都市部では農山漁村の価値が再認識されている中で、地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上及び雇用の増大に結び付ける取組まを総合的に支援するために農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領（令和2年4月1日付け元農振第2670号。以下「実施要領」という。）に基づき実施する事業のうち、別表に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は、国の農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）として事業計画が承認された事業とする。

(交付対象経費、交付率等)

第4条 前条に規定する交付金事業の交付対象経費、交付率、事業実施主体等は、別表に定めるとおりとする。

(交付金の交付の申請)

第5条 交付金事業を行う者（以下「交付事業者」という。）は、交付金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 交付事業者は、前項の規定により交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に関する消費税仕入控除税額等（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付金の交付の申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 交付事業者が第1項の交付金交付申請書を提出するときは、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない旨を証する納税証明書及び別記第1号様式（別紙2）による誓約書兼同意書を添付しなければならない。

4 前項の県税納税証明書は、県税の納税義務がない場合は、県税納税証明書に代えて、別記第1号様式（別紙3）によりその旨の申立書を添付しなければならない。

(交付金事業の着手)

第6条 交付事業者は、交付金事業に着手する場合は、次条の規定による交付金交付決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により交付金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、交付事業者は、別記第2号様式による交付金交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第7条 知事は、第5条第1項の交付金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、交付金を交付すべきと認めたときは、交付金の交付を決定し、交付事業者に通知するものとする。

ただし、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(交付の条件)

第8条 交付金の交付の目的を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金事業の執行に際しては、交付等要綱第14及び第32並びに県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 交付金事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、交付金事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争入札に付し、又は随意契約をすることができること。
- (3) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由及び交付金事業の遂行状況を記載した書類1部を知事に提出して、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、交付金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 取得財産等については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める処分制限期間に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 交付金事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接交付事業者又は契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 交付金は、交付金事業以外の用途に使用してはならないこと。
- (9) 交付事業者について、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(10) 間接交付金の交付に当たっては、間接交付事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

(交付金事業の変更)

第9条 交付事業者は、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による交付金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付金額を変更しようとするとき。
- (2) 事業費の30パーセント以上の増額又は減額をしようとするとき。
- (3) 事業実施主体の名称の変更をしようとするとき。
- (4) 交付金事業を追加し、中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の交付金変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、その適否を決定し、その旨を当該交付事業者に通知するものとする。

(交付金事業遂行状況報告書)

第10条 交付金の交付の決定に係る年度の第2四半期及び第3四半期の末日において、別記第4号様式により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書を提出した場合は、これをもって当該四半期の事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(概算払)

第11条 交付事業者は交付金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、交付金事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は交付金事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

また、実績報告の際は、実施要領で定められた別紙様式第13号の環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、実績報告書に添付しなければならない。

2 交付事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 交付事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。なお、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない又はない場合も、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、別記第7号様式により知事に報告しなければならない。

(繰越承認申請)

第13条 交付事業者は、交付金事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第8号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該交付事業者に対して通知するものとする。

3 交付事業者は、第1項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第9号様式による年度終了実績報告書を翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(交付金の返還等)

第14条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定を変更し、若しくは取り消し、又は既に交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付金事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (2) 交付事業者が、交付金事業の実施に当たって法令若しくはこの要綱の規定又はそれらに基づく処分若しくは指示に違反したとき。
- (3) 交付事業者が、交付金を本交付事業以外の用途に使用したとき。
- (4) 交付事業者が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適當な行為をしたとき。
- (5) 交付事業者が交付金の交付の条件に違反したとき。
- (6) 交付事業者（間接交付事業者を含む。）が第7条ただし書各号のいずれかに該当すると知事が認めるとき。
- (7) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に当たって法令に違反したとき。
- (8) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用したとき。
- (9) 交付の決定後に生じた事情により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要性がなくなったとき。

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第1項第1号から第4号までのいずれかの規定による取消しをした場合において、前項の規定による返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(交付金の経理)

第15条 交付事業者は、交付金事業について、他の経理と区分して交付金事業の収入及

び支出を記載する帳簿を備え、交付金の使途を明らかにしなければならない。

- 2 交付事業者は、前項の収入及び支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して、同項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 交付事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記第10号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項の規定により作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(災害等の報告)

第16条 交付事業者は、天災その他の災害により、交付対象事業が予定の期間内に完了せず、手戻り工事（工事施行中、施設の施工済み箇所に被災した部分の工事であって、災害復旧工事以外の国庫負担対象として復旧するものをいう。以下同じ。）が発生し、又は交付対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を別記第11号様式により速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の報告に当たっては、災害の種類、被災年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額（手戻り工事の場合は損害額）及び防災、復旧措置等を明らかにした上で被災写真を添付しなければならない。また、交付事業者は、必要がある場合、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行わなければならない。
- 3 交付事業者は、施設等について処分制限期間内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに別記第11号様式により、知事に報告しなければならない。知事は、当該報告を受けたときは、直ちに当該施設等の被害状況を調査確認し、同様式に調査の概要、対応措置等を付した上で、遅滞なく、地方農政局長等に報告しなければならない。

(事業評価)

第17条 交付事業者は、事業完了年度までの毎年度、実施要領第9に基づき、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、知事に報告しなければならない。

2 知事は、報告のあった事業評価を確認し、目標が未達成の場合は、交付事業者に対して改善指導を行うものとする。改善指導を受けた交付事業者は、改善計画を作成し、知事に報告しなければならない。改善計画を受けた知事は、地方農政局長に提出するものとする。ただし、交付事業者が市町村を構成員に含まない地域協議会である場合にあっては、事業実施区域の在する市町村長に対して改善計画内容について意見照会を行い、承認を得た上で知事に提出するものとする。

3 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。

4 第1項の規定による報告は、事業開始年度の翌年度から事業完了年度の翌年度まで、毎年度5月末までに行わなければならない。

(グリーン購入)

第18条 交付事業者は、交付金事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第19条 交付金事業又は交付事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第8条第4号から第6号まで、第12条第3項、第14条から第17条まで及び第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表（第2条、4条関係）

農村 RMO モデル形成支援

事業内容	<p>ア 一般型（地域計画連携タイプを含む）</p> <p>地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成に向けた以下の調査、計画作成及び実証に関する取組</p> <p>（1）農用地保全 農用地を持続的に保全するための取組</p> <p>（2）地域資源活用 農産物を含む地域資源を活用し、所得向上や雇用確保につながる取組</p> <p>（3）生活支援 農村地域における生活支援の取組</p>			
	<p>イ 活動着手支援型</p> <p>農村型地域運営組織の裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村型地域運営組織の形成につなげる取組</p>			
交付対象経費				
		費目	細目	内容
		旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
			委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
		諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
		委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
		事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
			使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
			印刷製本費	・各種会議等に必要な資料等の印刷製本に要する経費
			消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
			報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
			共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
			雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
			その他	・事業に直接必要となるその他の経費
	土地基盤・機械・施設	工事費	・事業の実施に必要な工事費	
		測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費	

	<table border="1"> <tr> <td>等整備費</td> <td>機械器具費</td> <td>・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事雑費</td> <td>・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費</td> </tr> </table>	等整備費	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費		工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費
等整備費	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費					
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費					
事業実施主体	<p>複数集落を含む地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。）とする。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲</p> <p>(3) 意思決定方法</p> <p>(4) 解散した場合の地位の継承者</p> <p>(5) 事務処理及び会計処理の方法</p> <p>(6) 会計監査及び事務監査の方法</p> <p>(7) その他運営に関して必要な事項</p>						
交付率	<p>定額（上限は、事業実施主体当たり助成単価（年基準額 1,000 万円（地域計画連携タイプは 1,200 万円）まで）に当該支援の事業年数を乗じた額とする。また、イの活動着手支援型の上限は 200 万円とする）</p>						

元気な地域創出モデル支援

事業内容	<p>地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューによる、調査、計画作成及び実証に関する取組</p> <p>(1) 収益力向上に関する取組 野菜、果樹、花き等の高収益作物の導入、生産、販売や鳥獣被害対策等による収益力向上</p> <p>(2) 販売力強化に関する取組 高品質作物の導入、品質向上、加工、ブランド化等により農産物付加価値を高めて販売力を強化</p> <p>(3) 農用地保全に関する取組 農用地保全・振興に関する多様な取組の実践</p> <p>(4) 複合経営に関する取組 農業、畜産、林業も含めた多様な組合せによる複合経営及び農業と他の仕事を組み合わせた半農半Xの実践</p> <p>(5) 生活支援に関する取組 農村地域における生活支援の取組</p>																																						
交付対象経費	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">費目</th> <th style="width: 25%;">細目</th> <th style="width: 60%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">旅費</td> <td>調査等旅費</td> <td>・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費</td> </tr> <tr> <td>委員等旅費</td> <td>・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費</td> </tr> <tr> <td>諸謝金</td> <td></td> <td>・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td></td> <td>・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">事務費</td> <td>通信運搬費</td> <td>・事業の通信、郵送等に必要となる経費</td> </tr> <tr> <td>使用料</td> <td>・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等</td> </tr> <tr> <td>印刷製本費</td> <td>・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等</td> </tr> <tr> <td>報酬、給与、職員手当等</td> <td>・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等</td> </tr> <tr> <td>共済費</td> <td>・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金</td> </tr> <tr> <td>雑役務費</td> <td>・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・事業に直接必要となるその他の経費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土地基盤・機械・施設</td> <td>工事費</td> <td>・事業の実施に必要な工事費</td> </tr> <tr> <td>測量設計費</td> <td>・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費</td> </tr> </tbody> </table>			費目	細目	内容	旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費	諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費	委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費	事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等	その他	・事業に直接必要となるその他の経費	土地基盤・機械・施設	工事費	・事業の実施に必要な工事費	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
費目	細目	内容																																					
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費																																					
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費																																					
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費																																					
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費																																					
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費																																					
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等																																					
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費																																					
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等																																					
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等																																					
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金																																					
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等																																					
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費																																					
土地基盤・機械・施設	工事費	・事業の実施に必要な工事費																																					
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費																																					

	<table border="1"> <tr> <td>等整備費</td> <td>機械器具費</td> <td>・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事雑費</td> <td>・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費</td> </tr> </table>	等整備費	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費		工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費
等整備費	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費					
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費					
事業実施主体	<p>市町村又は地域協議会（次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。）とする。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲</p> <p>(3) 意思決定方法</p> <p>(4) 解散した場合の地位の継承者</p> <p>(5) 事務処理及び会計処理の方法</p> <p>(6) 会計監査及び事務監査の方法</p> <p>(7) その他運営に関して必要な事項</p>						
交付率	<p>定額（上限は、事業実施主体当たり助成単価（年基準額 1,000 万円）に当該支援の事業年数を乗じた額とする）</p>						

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
（法人番号 ）
代表者氏名
（生年月日 ）

令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付申請書
（農村RMOモデル形成支援 又は 元気な地域創出モデル支援）

令和 年度において農村型地域運営組織形成推進交付金にかかる事業を実施したいので、高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて金 円の交付を申請します。

申請内容は別紙1から3までのとおり

第1号様式別紙1（第5条関係）

農村RMOモデル形成支援の場合は、該当するものに○

ア 一般型	
地域計画連携タイプ	
イ 活動着手支援型	

1. 申請内容							
事業の目的							
事業の内容	別紙事業実施計画のとおり						
経費の配分	区分	国庫交付金（円）	都道府県費（円）	市町村費（円）	その他（円）	消費税区分	備考
	（1）△△対策	0	0	0	0		
	ア ××事業						
	（ア）□□						
		0	0	0	0		
	計	国庫交付金額（円）					
	0	0	0	0			
事業着手予定年月日							
事業完了予定年月日							

2. 添付書類		
書類名	提出方法	URL
（1）事業実施主体等の寄付行為、定款等の団体規約		
（2）資金及び負債に関する事項が分かる書類		
（3）収支予算（直近の収支決算）		
（4）県税の滞納がないことを証する証明書（注）		

（注）（4）は県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）とすることができます

※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式

※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等

マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可とする。）、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

第1号様式別紙2（第5条関係）

誓約書兼同意書

私は、令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）＜及び照会の結果について〇〇市＜町村＞に提供すること＞に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
(法人番号)
代表者
職名
氏名 (自署)

第1号様式別紙3（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
（法人番号
代表者氏名

県税の納税義務がないことの申立書

令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金の交付申請につき、私（当法人・当団体）は県税の納税義務がないことを申し立てます。

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
（法人番号 ）
代表者氏名

令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付決定前着手届
（農村RMOモデル形成支援 又は 元気な地域創出モデル支援）

高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付要綱第6条ただし書の規定により、下記条件を承認の上、交付金交付決定前に着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変を含むあらゆる事由によって事業に損失を生じた場合であっても、当該損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金の金額が、交付申請額又は交付申請予定額に満たない場合、そのことをもって異議を申し立てないこと。
- 3 着手した後は、交付決定を受けるまでは事業実施計画の変更を行わないこと。

添付書類（別紙）

別紙

・事業の区分	
・事業メニュー及び事業量	
・事業費（円）	
・事業実施主体	
・着手予定年月日	
・完了予定年月日	
・交付決定前に事業に着手する理由	

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
（法人番号 ）
代表者氏名

令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金変更（中止又は廃止）
承認申請書

（農村RMOモデル形成支援 又は 元気な地域創出モデル支援）

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、高知県高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付要綱第9条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

別紙のとおり

別紙

1. 申請内容							
【変更／中止／廃止】 の内容							
事業の内容	別紙事業実施計画のとおり						
経費の配分	区分	国庫交付金 (円)	都道府県費 (円)	市町村費 (円)	その他 (円)	消費税区分	備考
	(1) △△対策	0	0	0	0		
	ア ××事業						
	(ア) □□						
		0	0	0	0		
	計	国庫交付金額 (円)					
		0	0	0	0		
事業完了予定年月日							

2. 添付書類		
書類名	提出方法	URL
事業実施計画		

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
(法人番号)
代表者氏名

令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金事業遂行状況報告書

(農村RMOモデル形成支援 又は 元気な地域創出モデル支援)

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付決定された令和 年度農村型地域運営組織形成推進交付金事業について、高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付要綱第10条の規定により、以下のとおり遂行状況を報告します。

区分	実施計画		○月末出来高		進捗率 (B/A)	備考
	事業費 (A) (円)	県交付金 (円)	事業費 (B) (円)	県交付金 (円)		
事業完了予定年月日						
事業が【遅延/遂行困難】となった理由						

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
(法人番号)
代表者氏名

令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金概算払請求書
(農村RMOモデル形成支援 又は 元気な地域創出モデル支援)

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり金 円を概算払に
よって交付されますよう、高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付要綱第11条の規定により、請求します。
また、併せて、年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。(注1)

区分	事業費 (円)	県交付金 (A) (円)	既受領額 (B)		遂行状況報告	今回請求額 (C)		残高 (A- (B+C))		備考
			金額 (円)	出来高 (%)	〇月〇日現在の 出来高 (%)	金額 (円)	〇月〇日迄予 定出来高 (%)	金額 (円)	〇月〇日 迄予定出 来高 (%)	
合計										
事業完了予定年月日										

振込先
金融機関及び支店名
預金種別
口座番号
口座名義人 (フリガナ)

(注1) 第10条ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

第 6 号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
（法人番号 ）
代表者氏名

令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金実績報告書
（農村RMOモデル形成支援 又は 元気な地域創出モデル支援）

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました高知県農村型地域運営組織形成推進交付金事業について、別紙のとおり実施したので、高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付要綱第12条第1項の規定により、その実績を報告します。

別紙

農村RM0モデル形成支援の場合は、該当するものに○

ア 一般型	
地域計画連携タイプ	
イ 活動着手支援型	

1. 実績報告

事業の目的							
事業の内容及び実績							
経費の配分	区分	事業に要した経費 (円)	負担区分(円)				備考
			国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他	
	合計	0	0	0	0	0	
事業完了年月日							
収入	区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減(円)		備考	
				増	減		
	国庫交付金						
	その他						
合計	0	0	0	0			
支出	区分	精算額(円)	予算額(円)	比較増減(円)		備考	
				増	減		
	合計	0	0	0	0		

2. 添付書類 ※

書類名	提出方法	URL

※1:「支払経費ごとの内訳を記載した資料」、「帳簿等の写し」等の支払経費の確認のために必要な資料を添付してください。

また、交付申請又は【変更／中止】申請に添付したもののうち、変更があったものがあれば、添付してください。

※2: 処分の制限を受ける財産の取得があった場合は、別記様式第10号の財産管理台帳を添付してください。

※3: 契約に係る入札又は見積り合せに参加しようとする者から提出された指名停止等に関する申立書(交付等要綱別記様式第2号)を添付してください。

農山漁村振興交付金交付等要綱
(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知)

別記様式第2号(第14, 第32第2項関係)

文書番号(記載任意)	
申請日	

契約に係る指名停止等に関する申立

・申請先	
・氏名又は名称	
・代表者 <small>(法人・団体の場合)</small>	
・住所又は主たる事務所	
・法人番号	
・申立の内容	

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
(法人番号)
代表者氏名

令和 年度消費税仕入控除税額報告

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって(変更)交付の決定通知がありました令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金について、高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付要綱第12条第3項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 報告	
適正化法第15条の交付金の額の確定額	円
交付金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	円
交付金返還相当額	円
消費税仕入控除税額が【明らかにならない/ない】理由	

2. 添付書類		
書類名	提出方法	URL

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
(法人番号)
代表者氏名

令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金繰越承認申請書
(農村RMOモデル形成支援 又は 元気な地域創出モデル支援)

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の(変更)交付の決定通知がありました令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金事業について、下記の理由により年度内に完了することが困難になりましたので、高知県農村型地域運営組織形成推進交付金交付要綱第13条第1項の規定により、繰越の承認を申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 1のうち繰越を必要とする額 円
- 3 繰越理由
- 4 繰越事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 5 添付資料
箇所別調書及び理由書

箇所別調書及び理由書

事項	箇所名	事業概要	(当初計画) 変更計画	翌年度にわたる債務 負担を必要とする額 円	左の額の支出見込額内訳		事業完了 予定年月	事 由	
					本年度分 円	翌年度分 円			
		事業主体					0	当初 交付決定	
		位置							
		全体							
			事業主体		円	円	円	0	当初 交付決定
			位置						
			全体						
		計	箇所		円	円	円	0	
					円	円	円	0	
	件	合計	箇所		0	0	0		
				円	円	円			
				0	0	0			

担当部課名:
担当者氏名:
電話番号:

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
(法人番号)
代表者氏名

令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金年度終了実績報告書
(農村RMOモデル形成支援 又は 元気な地域創出モデル支援)

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって(変更)交付の決定通知がありました令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金について、実績を以下のとおり報告します。

記

(単位：円)

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施	
	交付事業に要する経費(A)	国庫交付金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額
翌年度繰越分						
年度内完了分						
合計	0	0	0	0	0	0
事業完了予定年月日						

財産管理台帳

事業実施地区																	
事業実施年度		令和 年度															
事業名		高知県農村型地域運営組織形成推進交付金（国事業名：農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策））															
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分（円）					処分制限期間		処分の状況		摘要
	事業種目	事業実施主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分				耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									国庫補助	都道府県	市町村	その他					
	合計							0	0	0	0	0					

第11号様式（第16条関係）

第 号
年 月 日

高知県知事 様

所在地
事業実施主体
(法人番号)
代表者氏名

令和 年度高知県農村型地域運営組織形成推進交付金で工事施工中の
(取得又は効用の増加した) 施設等の災害報告について

令和 年度において高知県農村型地域運営組織形成推進交付金で交付施工中の(取得又は効用の増加した)施設等が災害により被災したので、下記のとおり報告いたします。

・事業実施主体名	
・施設等の所在地	
・施設等の構造及び規格、規模等	
・事業費	
・交付金	
・その他の負担金	
・災害の原因	
・被災の程度	
・被害見積価格(復旧可能なものにあつては、復旧見込額)	
・その他(災害復旧計画及び資金計画)	